

大学における多様性の受容と教育支援

— 「合理的配慮」義務の根拠と 求められる環境整備について —

山路朝彦

はじめに

明治大学は、2018年12月27日の朝日新聞に「明治大学アカデミックフェス2018」の内容を掲載した（参考資料1参照¹⁾）。そこでは「多様性の尊重が新たな『知』を育む」というフレーズを大見出しとして、フェスでは多様なテーマを扱ったが、その中でもダイバーシティ＝多様性が明治大学のこれからを示す重要なキーワードだったと伝えている。また、「明治大学のダイバーシティ&インクルージョンを考える」というテーマでの対談を行い、併せて学長名による「明治大学ダイバーシティ&インクルージョン宣言」を掲載している。

紙上対談のテーマであるダイバーシティ&インクルージョンについて、通常はダイバーシティという用語から企業等の従業員の多様性を、大学ならば教職員の多様性を、インクルージョンからは、「インクルーシブ教育」という概念があるように、学生の教育を思い浮かべるが、ここではより広く、教職員とともに学生の、すなわち大学全体の多様性＝ダイバーシティを前提として、いかに多様性に富んだ一人一人を受け入れていくか＝インクルージョンしていくかという意味に解釈できる。

上記の宣言は4項目から成っており、まとめるならば、1. 多様性の受容と

1) 朝日新聞 2018年12月27日12版24面 参考資料1参照

尊重、2. 多様な背景を持つ学生のための環境整備、3. 多様な背景を持つ学生のための合理的配慮、4. 「個」の人権尊重と人権侵害の禁止を謳っている。2. で言う学生の「多様な背景」としては、「性別、障がい、性的志向、性自認、国籍、人種等」が規定されている。多様性として通常思い浮かべる国籍や人種の他に、「性別、性的志向、性自認」といったジェンダーに関するものと「障がい」が特に列挙されている点が特徴といえる。また、3. で「合理的配慮」の推進を「建学の精神『権利自由・独立自治』に基づき」行っていくと宣言している点も注目に値する。

本論文では、こうした多様な学生に対する合理的配慮が求められる根拠となる諸規則を整理し、次に、肢体不自由のような「見える障がい」に対して「見えない障がい」として顕在化しにくい、一般に発達障害²⁾やアスペルガーといった呼称でまとめられている学生への対応と支援について考えていきたい³⁾。

1. 障がい者への支援拡大の経緯

障がい者への支援に関して、最も大きな意味を持ったのは2006年12月に国連総会で採択（2008年5月発効）された「障害者の権利に関する条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities）」⁴⁾である。日本では2014年1月の批准書寄託、2月の発効となる。同条約の中では、社会への完全かつ包括的なインクルージョンが一般原則とされ、「合理的配慮の欠如」が障がいによる差別のひとつとされている。合理的配慮とは、「障害者が他の者との平

2) 本論文では基本的に「障がい」の表記を使用するが、「発達障害」のような症例名、「障害者基本法」などの法令名では「障害」が使用されるため、表記が混在することとなる。また、参考文献などからの引用に関しても原著者の記述に従う。

3) 本論文は、日本独文学会 春季研究発表会 シンポジウム「インクルーシブ教育と外国語教育」2019年6月8日、学習院大学開催におけるシンポジウム発表「多様な学生との共生を前提とした教育組織の構築」を大幅に加筆したものである。

4) 外務省 障害者の権利に関する条約（略称：障害者権利条約）https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html（最終閲覧：2019年8月31日）

等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享受し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合に必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」と定義されている（第2条「定義」）。すなわち、障がいのある人がほかの人と同様の人権と基本的自由を享受できるように、物事の本質を変えてしまったり、過大な負担を強いたりしない限りにおいて、変更や調整を行うことという定義である。ちなみに、障がい者を支援する環境のデザインとしての「ユニバーサルデザイン」もここで定義され、広く流布されることとなった。

日本の批准は2014年と遅れたが、批准に先立ち2011年以降集中的に国内法の整備がなされた点が重要である。「障害者基本法」は1970年に制定されていたが、2011年8月にいわゆる「平成23（2011）年改正」が行われている⁵⁾。これは基本法自体はすでに1970年という早い時期に制定されながら、時代の中で進む障がい者への意識の変化に従う形で、2004年の改正に続いて行われたもので、障がい者の定義などが大幅に見直されたものである。

この改正において重要なのは、障がい者の定義の拡大（第2条関係）と合理的配慮概念の導入（第4条第2項）である。第2条では障がい者とは、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう」と定義されている。すなわち、障がいを個人の身体的・知的・精神的な「損傷」とみなしてきた従来の「医学モデル」から、「社会的障壁」により制限を受けることによって障がい状態に置かれているケースととらえる「社会モデル」の考えに基づき、定義を拡大している。このモデルに基づけば、性同一障がい者も社会的障壁（無理解や偏見）により制限を受ける者として「障がい者」に含まれ、社会参加を支援されるべきものに含まれることとなる。

合理的配慮義務に関しては、第4条第1項の障がいを理由とする差別等の権

5) 内閣府 障害者基本法の改正について（平成23年8月） <https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kihonhou/kaisci2.html>（最終閲覧:2019年8月31日）

利侵害行為の禁止に基づき、第2項で「社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することにならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない」として、合理的配慮義務が謳われている。

この改正を受け、例えば内閣府からは「障害者基本計画」が示された。同基本計画は順次見直しが行われ、2018年3月には「第4次見直し」が出されている⁶⁾。また、同時に各省庁所管分野や地方自治体の各種条例等の整備も進められた。中でも教育機関にとって重要なのは、障害者基本法を具体化するために、2013年6月に閣議決定された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」（参考資料2参照）⁷⁾および「基本方針」である。そこでは、差別を解消するための措置として、「不当な差別的取り扱いの禁止」が国・地方公共団体等・事業者を問わずに法的義務とされ（第8条第1項）、「合理的配慮の提供」が国等には法的義務化、従って国公立大学等では義務化、私立大学を含む事業者には努力義務化されている（第8条第2項）。

文部科学省関連では、すでに2012年6月には「障害のある学生の修学支援に関する検討会」を立ち上げ、12月には検討会報告「第一次まとめ」（参考資料3参照）⁸⁾を出している。そこでは大学等における合理的配慮が大きく取り上げられた。障がい学生について、「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生」という社会モデルに基づく定義を導入し、そうした学生に対する合理的配慮の考え方を項目別に整理し、さらにそれに基づいて関係機関が取り組むべき課題を「短期的課題」と

6) 内閣府 障害者基本計画（第4次）<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/kihoneikaku30.html>（最終閲覧：2019年8月31日）

7) 内閣府 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/law_h25-65.html（最終閲覧：2019年8月31日） 参考資料2参照

8) 文部科学省 障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）について http://mext.go.jp/b_menu/houdou/24/12/1329295.htm（最終閲覧：2019年8月31日） 参考資料3参照

「中・長期的課題」に分けて示している。

この2012年の「第一次まとめ」以降、上記の障害者差別解消法の施行（2016年4月）を踏まえ、検討会は支援体制の整備状況を検討し、2017年3月に「第二次まとめ」（参考資料4参照）⁹⁾を出している。そこではこの間に支援体制整備に関しては「全体的に一定の進捗」があったとしながらも、「社会モデル」の理解を「不可欠」とし、差別解消法を踏まえた不当な差別的取り扱いや合理的配慮の判断を一般的・抽象的なレベルにおいて行うのではなく、個別事案ごとにそれが正当かどうかを判断すべきとしている。大学等における実施体制として、対応要領や支援のルールなどの学内規程の整備とともに、意思決定機関の委員会、一元的対応の専門部署・窓口、調整機関としての第三者機関の設置が求められている。合理的配慮に関しては、この間の大学と学生間の交渉においてしばしばみられる困難さの経験を踏まえ、決定手順の中で大学と学生との間の「建設的対話」が求められるとともに、決定内容が教育の目的、内容、特に評価の本質的な部分を変えるものであってはならず、決定内容のモニタリングも必要としている。特に困難な決定においては中立的立場で調停できる第三者組織を学内に限らず、学外に求めることも重要としている。

この他に、初等中等教育における「インクルーシブ教育」に関しては、2010年7月に中央教育審議会の中に特別支援教育の在り方に関する特別委員会（初等中等教育分科会）を設置し、2012年7月には「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」¹⁰⁾が提出されている。以降、本人や保護者の意見を尊重した就学手続きが取り入れられ、従来の障がいのある学童だけを集めて教育する特別支援学校に加えて、通常の学校において特別支援学級を設ける、さらには通常学級に在籍しながら支

9) 文部科学省 障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/074/gaiyou/1384405.htm
（最終閲覧 2029年8月31日）参考資料4参照

10) 文部科学省 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm（最終閲覧：2019年8月31日）

援員を配して特別指導を行ったり、教室に長くとどまることができない場合は「通級」による教育も可能となるなどの整備が行われてきた。今後は義務教育から高校へ同等の教育支援が求められ、さらに高校から大学へ入学条件として支援継続が求められることになることは明らかである。

また、学生支援の実態に関しては、独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）が2005年から「障害学生の修学支援実態調査」を毎年行ってきた¹¹⁾。全国の大学、短期大学および高等専門学校1,169校を対象とし、回収率100%という徹底した調査で、信頼性があり、基礎的参照資料となっている。

2. 多様な学生、支援が必要な学生とは

上記の「第二次まとめ」でも支援を必要とする学生の「在籍数の急増に伴い、今まで以上に対応が困難な状況や新たな課題が生じている」ことが述べられている¹²⁾。また、日本学生支援機構の調査でも障がい学生数の経年的な増加が報告され、特に2016年の『「障害者差別解消法」施行以降、障害学生の把握が一層進んできていることが推測される」としている¹³⁾。

日本学生支援機構がいう障がいとは、車いすなどを利用する肢体不自由、視覚・聴覚・言語障害、精神・発達障害、その他疾病を抱える病弱・虚弱などに分類される。ただし、ここでの統計には診断を受けて身障者手帳などを有している学生と健康診断等において明らかな障がい認められた学生に限られている。

本論文で注目したい発達障害についても、統計では「発達障害（診断書有）」

11) 独立行政法人日本学生支援機構「平成30年度（2018年度）大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」結果の概要等について 印刷用プレスリリース（PDF）<https://www.jasso.go.jp/about/information/press/19032901.html>（最終閲覧：2019年8月31日）

12) 同上「第二次まとめ（概要）」参照

13) 独立行政法人日本学生支援機構 同上。発達障害が広く知られるようになったのは「発達障害者支援法」が2005年に施行された時点に遡る。

と明記された学生数が計上されている。しかし、発達障害学生数に関する注記を見てみると、「発達障害については、医師の診断書がない場合は『障害学生数』には含めていない。しかしながら、学校における支援の実態等に鑑み、以下の定義により、発達障害（診断書無・配慮有）の学生数、支援内容について回答を得ている」と記されている¹⁴⁾。では、診断書はないが、発達障害があることが推察されることにより、学校が何らかの支援（教育上の配慮等）を、校内の組織、部署等の業務として行っている（一部の教職員が個人的に行っているものは含まない）学生とはどのような学生であろうか。

日本学生支援機構の定義においては、発達障害は以下の3種に分類、命名されている。「旧」と注記されている症例名のほうが一般には通用しているものと思われる。

- 1) SLD … 限局性学習症／限局性学習障害（旧 LD：学習障害）
- 2) ADHD… 注意欠如・多動症／注意欠如・多動性障害（旧注意欠陥／多動性障害）
- 3) ASD … 自閉スペクトラム症／自閉症スペクトラム障害（旧高機能自閉症等：高機能自閉症及びアスペルガー症候群）¹⁵⁾

これらのうち、1) SLD のように特定の課題の学習に困難がある場合は上級の学校への進学にもハードルが高く、大学生の中では少数であり、2) ADHD の多動性は衝動のコントロールができず、落ち着き、注意力に問題を抱えるが、大学生の中でも3) の ASD に次いで見られるとのことである¹⁶⁾。しかし、大学において最も多く見られるのは3) ASD とのことであり、その理由を

14) 独立行政法人日本学生支援機構『平成 29 年度（2017 年度）大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書』2018 年、4 頁

15) 独立行政法人日本学生支援機構 同上、4 頁

16) 福田真也『大学生のアスペルガー症候群 理解と支援を進めるためのガイドブック』明石書店、2010 年、77 頁

ASD ないしはアスペルガー症候群に関する多くの報告に基づき要約すれば以下のようなになるだろう¹⁷⁾。

そもそも発達障害とは、人に備わる能力のうちのいくつかの能力において発達が遅れるという意味である。能力には普通に運動能力や知的能力と呼ばれるものも含まれ、例えば 18 歳の知的能力に見合う水準で他の能力も発達しているのかということになる。ローナ・ウィングの「三つ組の障害」による定義によれば、自閉症スペクトラム症では、1) コミュニケーション能力の発達において相手の発言をうまく理解できず、自らの発言にも困難が生じる、また非言語でも相手の表情などが読み取れない、2) 社会性の能力の発達が遅れて対人交流がうまくできない、3) 対応力において柔軟な判断ができず、こだわりが強く、様々なことを推測して行動することができないなどの症例がみられるという¹⁸⁾。しかしこれらは多くの成長期にある青年にみられる傾向であり、人によって異なる認知や性格の傾向であり、そこに偏りや不均衡が生じているということである。したがって、均衡のとれた発達から不均衡な発達までの偏りは連続体であるので「スペクトル／スペクトラム」と命名されているのであり¹⁹⁾、それが障害として顕現するかどうかは環境に適応できているか、それとも不適応に陥っているかに掛かっている。ここでも社会モデルに基づく周囲の環境、対応状況により「障害」が生じているのであり、不適切な環境に置かれれば不安、葛藤から身体的、心理的「二次的症狀」を起こし、さらに社会的な不適合状況（二次障害）に陥るのである。

話を大学における ASD の学生に戻せば、そうした認知や性格の傾向は、知的能力とは別の発達領域であり、知的障害のない人でも起こるとともに、むしろ知的な平均よりずっと上位の水準で生じるケースも多く、大学入学におけるセレクション（入試）に何の支障も生じない。旧症例名の高機能自閉症の「高

17) 参考文献等については後掲するが、注としては福田真也および吉田友子の著書を中心として示す。

18) 吉田友子『高機能自閉症・アスペルガー症候群 「その子らしさ」を生かす子育て』中央法規出版、2003年、20-69頁を参照

19) 吉田友子 上掲書、14-16頁

機能」が知的に高度に発達したものにおいても起こりうるということの意味するという²⁰⁾。特に、記憶力においては優れた症例（画像記憶）も見られるという。画像記憶とは一度見たものを瞬時に画像として記憶してしまう能力であり、忠実な再現が可能となる、ただし忘れられない。

ASD の学生が大学生活においてどのような障壁に直面しうるのだろうか。ローナ・ウィングの「三つ組みの障害」に従って、3つの領域に分け、多くの症例報告の代表的なものを取り上げたい。

一つには、他人との意思疎通、相手の気持ち、情緒を察するコミュニケーション上の困難を抱える学生がいる。事実の伝達というレベルでは問題がない。従って明確な説明が行われる限り十分に理解できるが、「徐々に」や「ある程度」などのあいまいな表現で混乱をきたしたり、1対1での対話において目で合図するなどの非言語コミュニケーションを理解できない。また、発言において自分の意見や事実を明瞭に語っているかに見えて、実は本で読んだことを記憶し繰り返しているだけであり、内容を理解して話しているのではないケースも見られるという。

また第2のグループとしては、集団の中で適切にふるまうことができないという社会性において困難を抱える学生達がいる。従って、集団の中で孤立しがちであり、初等中等教育の段階で不登校などに陥る場合が多い。しかし、近年ではサポート校の通信教育を受け、高卒認定試験などを経て大学に入学する学生は増加している。環境が変わると新たな環境に対応することが困難となるが、入学時の困難を乗り越えれば、大学では初等中等教育よりも人間関係が希薄であるので対応できているかに見えるという。こうした学生が顕現するのは、就職という次の環境へ移行しなければならない学生生活の最終段階であることが多いことが各大学の就職部から報告されている²¹⁾。

第3の特徴として思考や行動の柔軟性に乏しく、こだわりが強いという特性が見られるという。教室や図書館などで自分の指定席にこだわる例などは多く

20) 吉田友子 上掲書、17頁

21) 後掲「参考文献等」のうち「シンポジウム・研究会等発表資料」参照

見られる。一方、突然の休講などに対応できず、また、柔軟に自分の行動を客観視できないため、自分の頑なな態度で自らが孤立していることに気づきにくいともいう。

しかし、繰り返しになるが、障がいの程度は様々であり、「スペクトラム」と表現されるように、一般的、年齢に応じた発達をしているものを指す「定型発達」との関係は連続体である²²⁾。その学生に適した環境ならば、不適応は起こさずに大学生活が送れるのである。周囲の環境、その学生への対応状況により「障がい」が生じるのであるから、大学はそうした環境因子を適正に整え、参加に制約・障壁が生じない教育機関になるように努力する義務があることになる。大学に入ってから最初の困難である「履修登録ができない」から始まり、「この授業は理解できない」、「就職活動がうまくいかない」まで、困りごと、不得手、苦手、不安、苦しみの連続をいかに軽減し、大学での学修の満足と安心を提供するかが問われている。その際に重要なのは、多くの部署や個々の教員との調整に働き、支援の中心となって、支援の交通整理を行う専門員の存在である。最も身近で、信頼されるアドボケイトが求められている。

おわりに

大学生活において不安、葛藤の中にある学生は二次的症狀を起こしやすい。一つには腹痛、頭痛、吐き気などの身体症狀、また一つには抑うつやパニックなどの精神症狀を起こし、保健センターやカウンセリング・センターを訪れることとなる²³⁾。しかしこれらは二次的なものであり、そのもとにある症例について見極める必要がある。困難な点は一人一人が異なる症狀にあり、その個別差を見通すことが必要になるということである。

また、対応はアドホックで受動的なものにとどまらず、組織的、継続的な対応を行い、在学中に最低限必要なスキルや社会常識を身に着けるように支援し

22) 福田真也 上掲書、194頁

23) 福田真也 上掲書、175頁

ていかなければならない。すなわち、ありのままに受け止めて、自己肯定感を培わせ、さらに自己評価を高められるように育てていく受容的アプローチに加えて、指示や助言によって是正する、社会的スキルやコミュニケーション能力を向上させていくように積極的に働きかける指示的アプローチが教育機関としての大学には求められているのである²⁴⁾。

ここで冒頭に紹介した明治大学のダイバーシティ&インクルージョン宣言に戻るならば、その第1項にある、あらゆる多様性を受容し、尊重することにより「共創的未来の源泉」と捉えるとは、すでに多くの大学で整備されているバリアフリー化やユニバーサルデザインを考えれば、それらが大学全体の環境を改善し、快適性を高めていることから理解できる。肢体不自由な方のための上下層階の移動手段であるエレベーターやスロープが多くの人々の利便性、負担の軽減に資していることは明らかであり、そうした環境が他の多くの学生の共生社会への理解を育んでいる。授業においても、認識に問題のある学生のために講義の資料を簡条書きにして明瞭なものとする、大きなフォントで投影するといった個々の工夫が大学全体の教育の改善に資するものとなる。

絶対数が少ないことから、例外的、些末で優先順位が低い問題にとらえず、その存在を意識し、配慮、対応する組織とすることが重要であり、また、多様な学生の受け入れ態勢の消極性を脱し、基本理念と対応指針を明確化し、明文化して、高等教育を求めるすべての者に対して情報公開することが求められている。

参考文献等

- ウィング、L. (久保絃章他監訳) 『自閉症スペクトル 親と専門家のためのガイドブック』東京書籍 2001年
- ウォルフ、ロレーヌ・E. 他 (藤川洋子監訳) 『アスペルガー症候群の大学生 教職員・支援者・親のためのガイドブック』日本評論社 2017年
- 高橋知音編著 『発達障害のある大学生への支援』発達障害支援・特別支援教育ナビ 金子書房 2016年
- 寺山千代子他 『自閉スペクトラム症の展開 我が国における現状と課題』金剛出版 2016年

24) 福田真也 上掲書、168頁

- 独立行政法人日本学生支援機構『平成 29 年度（2017 年度）大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書』2018 年
 鳥山由子他編『障害学生支援入門 誰もが輝くキャンパスを』ジアース教育新社 2011 年
 中島暢美『高機能広汎性発達障害の大学生に対する学内支援』関西学院大学出版会 2013 年
 仁平説子『自閉症とアスペルガー症候群 対応ハンドブック』東北大学出版会 2018 年
 平岩幹男『自閉症スペクトラム障害 療育と対応を考える』岩波書店 岩波新書 1401 2012 年
 福田真也『大学生のアスペルガー症候群 理解と支援を進めるためのガイドブック』明石書店 2010 年
 ホッジ、M. ボニー他編（太田晴康監訳）『障害のある学生を支える 教員の体験談を通じて教育機関の役割を探る』文理閣 2006 年
 吉田友子『高機能自閉症・アスペルガー症候群 「その子らしさ」を生かす子育て』中央法規出版 2003 年

シンポジウム・研究会等発表資料

- 青木真純「発達障害のある学生の就労に関する現状と課題」、西川若菜「修学から就労へのスムーズな移行支援」、塚田吉登「『大学』と『支援機関』の連携」全国キャリア教育・就職ガイダンス 障害のある学生のキャリア教育・就職支援についてのセッション 独立行政法人日本学生支援機構 2019 年 6 月 11 日
 ウスビ・サコ他「シンポジウム① 大学に集う人々の多様性に向き合うか」、朝比奈覚順他「第 11 分科会 障がいのある学生に対する教育的支援の現状と課題」大学コンソーシアム京都「2018 年度第 24 回 FD フォーラム 大学におけるダイバーシティ」2019 年 3 月 2 日・3 日
 眞保智子「『障害者差別解消法』に基づく学生支援（就業支援）の取り組み 合理的配慮提供を進めるために」大学職業指導研究会総会 2019 年 3 月 14 日
 殿岡翼「障害者差別解消法と障害学生支援」、野澤和弘「障害者差別解消における教育と合理的配慮」、近藤武夫「『東京大学』障害学生支援スタンダードと産学官ネットワークの構築」、柏倉秀克「『日本福祉大』障害のある学生への修学支援」地域科学研究会・高等教育情報センター「個別大学&プラットフォーム形成 『障がい』ある学生の受入れ・対応の実際と今後」2018 年 8 月 27 日
 吉田友子「発達の多様性と学生支援」、遠藤清「専修大学の障がい学生支援」、立教大学キャリアセンター「しょうがい学生支援状況のご紹介（立教大学）」大学職業指導研究会 しょうがい学生就職支援研修会 2017 年 11 月 10 日

新聞記事等

- 「高校での『適級指導』開始 1 年 発達障害への支援細かく」日本経済新聞（夕刊）2019 年 3 月 26 日 4 面
 「障害児の学校選び（上）（下）通常学級 / 特別支援学級 / 特別支援学校」朝日新聞 2019 年 4 月 8 日、4 月 9 日 13 版 23 面
 「日本学生支援機構 障害のある学生への修学支援 実態調査の結果を公表」、「障害者

の生涯学習の推進方策公表 文科省有識者会議」全私学新聞 2019年4月13日 3面
「フォーラム インクルーシブ教育」朝日新聞 2019年4月7日 13版 9面
「明治大学アカデミックフェス2018 紙上採録」朝日新聞 2018年12月27日 12版 24面

その他資料

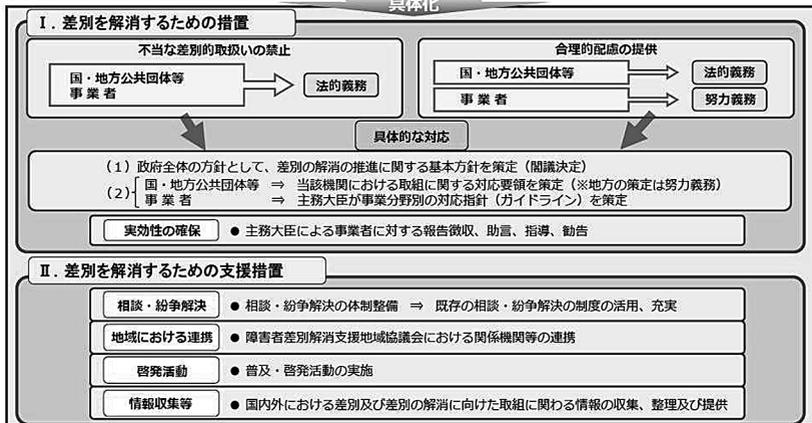
獨協学園内部監査室「平成30(2018)年度 内部監査結果について 監査項目：ダイバーシティ・多様性と平等」2019年2月28日
獨協大学安全衛生委員会「2018年度カウンセリング・センター利用状況」2019年3月12日、「カウンセリング・センター・ニュース」2019年4月1日
獨協大学施設事業課「2018(H30)年度内部監査資料 ダイバーシティ全般を意識した施設・設備等の対応の確認」

参考資料②

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法＜平成25年法律第65号＞）の概要

<p>障害者基本法 第4条</p> <p>基本原則 差別の禁止</p>	<p>第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止</p> <p>何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。</p>	<p>第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止</p> <p>社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。</p>	<p>第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組</p> <p>国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。</p>
---	---	--	--

具体化



施行日：平成28年4月1日（施行後3年を目途に必要な見直し検討）

参考資料③

障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）概要

平成24年12月 文部科学省

- 我が国の高等教育段階における障害のある学生の修学支援の在り方等について検討するため、平成24年6月、高等教育局に本検討会（座長：竹田一則 筑波大学大学院人間総合科学研究科教授）を設置。
 ○これまで計9回にわたり検討を行い、(1)大学等における合理的配慮の対象範囲、(2)同合理的配慮の考え方、(3)国、大学等及び独立行政法人等の関係機関が取り組むべき①短期的課題、②中・長期的課題などについて、第一次まとめとして取りまとめ。

大学等における合理的配慮の対象範囲

- 「学生」の範囲
 大学等に入学を希望する者及び在籍する学生
 （科目等履修生・聴講生等、研究生、留学生及び交流校からの交流に基づいて学ぶ学生等も含む）
- 「障害のある学生」の範囲
 障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生
- 学生の活動の範囲
 授業、課外授業、学校行事への参加等、教育に関する全ての事項を対象
 ※教育とは直接に関与しない学生の活動や生活面への配慮は、一般的な合理的配慮として本検討の対象外とした。

合理的配慮の考え方

合理的配慮は、大学等が個々の学生の状態・特性等に応じて提供するものであり、多様かつ個別性が高いもの
 →大学等において提供すべき合理的配慮の考え方を項目別に整理

主な記載内容

- ①機会の確保：障害を理由に修学を断念することがないよう、修学機会を確保することが重要。また、教育の質を維持することが重要。
 ②情報公開：障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生に対し、大学等全体としての受入れ姿勢・方針を示すことが重要。
 ③決定過程：権利の主体が学生本人にあることを踏まえ、学生本人の要望に基づいた調整を行うことが重要。
 ④教育方法等：情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験、成績評価などにおける配慮の考え方を整理。
 ⑤支援体制：大学等全体として専門性のある支援体制の確保に努めることが重要。
 ⑥施設・設備：安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、バリアフリー化に配慮。など

関係機関が取り組むべき課題

短期的課題

- 各大学等における情報公開及び相談窓口の設置
 ・各大学等は、受入れ姿勢・方針を明確に示し、広く情報を公開することが必要。
 ・また、相談窓口の統一や支援担当部署の設置が必要。
- 拠点校及び大学間ネットワークの形成
 ・国は、優れた取組を実施し、近隣地域の大学の支援体制向上に積極的に寄与する大学等を地域における拠点校として整備することが重要。

中・長期的課題

関係機関が取り組むべき中・長期的課題について、以下のとおり整理

- ①大学入試の改善、②高校及び特別支援学校と大学等との接続の円滑化、③通学上の困難の改善、④教材の確保、⑤通信教育の活用、⑥就職支援等、⑦専門の人材の養成、⑧調査研究、情報提供、研修等の充実、⑨財政支援

今後の取扱い・課題

- 全ての学生や教職員への理解促進・意識啓発を行うことで、各大学等の受入れ体制の温度差をなくすることが重要であり、現時点における一つの指針として活用されるよう本報告を取りまとめ。
 ○今後、各大学等の状況等を踏まえ、大学等における種々の事例・知見を蓄積しつつ、さらに具体的な検討を進めていくことが必要。
 ○また、本報告で整理した合理的配慮の考え方についても、他の分野における状況や支援技術の進展等に応じ、見直しを図ることが必要。
 ○その他、合理的配慮決定において留意されたい場合の解決手段、通学等の課題については、引き続き検討。

参考資料④

障害のある学生の修学支援に関する検討会（平成28年度） 第二次まとめ（概要）	
<p>●平成28年4月の障害者差別解消法の施行等を踏まえ、各大学等において障害のある学生支援の体制が整備されてきたが、これらの学生の在籍者数の急増に伴い、今まで以上に対応が困難な状況や新たな課題が生じている。</p> <p>●こうした状況を踏まえ、障害者差別解消法の施行を踏まえた高等教育段階における障害のある学生の修学支援の在り方について検討を行うため、「障害のある学生の修学支援に関する検討会」を開催。平成29年3月に検討結果を「第二次まとめ」として取りまとめた。</p>	
<p>第一次まとめの進捗状況</p> <p>全体的に一定の進捗。一方で未だ不十分な部分もあり、一層の体制整備や専門人材の育成が必要。</p> <p>検討の対象範囲</p> <p>●第一次まとめの検討範囲を踏襲。</p> <p>●加えて、第一次まとめで議論できなかった「教育とは直接関係しない学生の活動や生活面への配慮」も対象。（参考となる配慮事例を提示。）</p> <p>差別解消法を踏まえた「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」の考え方</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>●「不当な差別的取扱い」：正当な理由なく何らかの条件を付すこと。正当かどうかは個別事案ごとに判断。一般的、抽象的理由は不適切。</p> <p>●「合理的配慮」：第一次まとめを踏襲。「社会モデル」の理解が不可欠。</p> <p>具体的な内容</p> <p>(2) 大学等における実施体制 各大学の規模等を踏まえ、複数の大学等による資源の共有の工夫が重要。①事前的改善措置(中・長期的な取組)、②学内規程(対応要領や障害学生支援に関するルール)の作成・公表、③組織(主なもの意思決定機関の「委員会」、一元対応の「専門部署・相談窓口」、調整機関の「第三者組織」)</p> <p>(3) 合理的配慮の決定手順 ①障害のある学生からの申出(学生自ら必要な支援申出が出来るような視点も重要。原則根拠資料必要。)、②学生と大学等による建設的対話(学生本人の意思決定を尊重)、③内容決定の際の留意事項(教育の目的・内容・評価の本質部分は変えない。)、④決定内容のモニタリング</p> <p>(4) 紛争解決のための第三者組織 中立的立場で調停できる組織。調停が不調の場合の学外の相談・調停窓口に関する情報の周知も重要。</p>	<p>各大学等が取り組むべき主要課題とその内容</p> <p>(1) 教育環境の調整 変えることのできない教育の目的・内容・評価の本質を確認・維持した上で、提供方法の調整やアクセシビリティを確保する。</p> <p>(2) 初等中等教育段階から大学等への移行(進学) 高等学校や特別支援学校高等部等が提供されてきた支援内容・方法等の大学等への引き継ぎの内滑化、大学等からの情報発信強化が重要。</p> <p>(3) 大学等から就労への移行(就職) 障害者雇用促進に関する様々な制度やサービス、機関があり、学内にも就職支援関係部署が複数あるため、一般の学生に比べて就職活動が複雑。そのため、早い段階から学生に多様な情報や機会を提供するとともに、関係機関間のネットワーク作りが重要。</p> <p>(4) 大学間連携を含む関係機関との連携 地域・課題単位での多層的な連携が必要。生活面への配慮を要する相談は、福祉行政・事業者と連携し、公的サービスやボランティアも含めた幅広い支援の検討が望まれる。</p> <p>(5) 障害のある学生への支援を行なう人材の養成・配置 組織的な支援を適切に行なうため、様々な専門知識や技術を有する支援人材の養成・配置が不可欠。</p> <p>(6) 研修・理解促進 教職員に加えて、支援補助学生を含めた学生全体に対する理解促進の取組も重要。</p> <p>(7) 情報公開 支援に関する姿勢・方針や取組は積極的に公開する。これらの公開にあたってはアクセス可能な形で情報提供することが重要。</p> <p>社会で活躍する障害学生支援センター(仮称)の形成</p> <p>障害のある学生支援の充実には関係者の共通理解と努力が不可欠。また、支援の手法に関する調査・研究・開発・蓄積と、これらの成果の現場への普及・共有が必要。</p> <p>一 幹事校と連携校、連携機関(福祉・労働行政、企業等)からなるセンターの形成。</p> <p>[今後の議論が望まれる課題] 障害のある留学生への支援、障害のある学生への支援に積極的な大学等への評価、障害のある学生がいることを前提にした災害対策、障害のある教職員への支援</p>

Integration und Unterstützung der Universitäten für Studierende

— Begründung der Verpflichtung zu „Angemessenen Vorkehrungen“ für Studierende mit Behinderung und deren Gewährleistung —

Asahiko YAMAJI

In den letzten Jahrzehnten wird von allen Hochschulen in Japan „diversity and inclusion“ als eine der sehr wichtigen Aufgaben betrachtet. Dabei ist insbesondere die Integration der körperlich oder geistig Behinderten ein akutes Thema, da der Ausschluss von Menschen mit Behinderungen aus allen gesellschaftlichen Bereichen als ein dringendes Anliegen der Menschenrechte erkannt wurde.

Für diese Erkenntnis hatte die Konvention der UN 2006 über die Rechte von Menschen mit Behinderungen, die auch Japan 2014 unterzeichnete, weltweit einen großen Einfluss.

Der Vertrag verpflichtet die Vertragsstaaten Diskriminierungen aufgrund der Behinderung zu verbieten und den Behinderten rechtlichen Schutz zu gewährleisten. Gleichmaßen formuliert die UN-Konvention die Beteiligungsrechte der Behinderten an den verschiedenen Lebensbereichen: In der Schule, der Universität und im Arbeitsleben sowie anderen gesellschaftlichen Feldern haben die Behinderten einen Anspruch auf diskriminierungsfreie Teilhabe.

Daher sind die Universitäten angehalten, angemessene Vorkehrungen zur Beseitigung sozialer Hindernisse zu treffen. Diese „Angemessenen Vorkehrungen“ sind nach der Definition der UN-Konvention notwendige und geeignete Änderungen und Anpassungen, d.h. sie sollten keine unverhältnismäßige oder unbillige Belastung der Institution erzwingen.

Die Anforderungen seitens der Behinderten sind jedoch je nach der Behinderung so verschieden, dass immer im Einzelfall geprüft und entschieden werden muss, ob man ihnen nachkommen kann.

In diesem Aufsatz sind die Entwicklung des japanischen innerstaatlichen Rechtssystems für den Abschluss des UN-Übereinkommens seit den 2010er Jahren, aber auch die Schwierigkeiten und die möglichen angemessenen Maßnahmen am Beispiel der Unterstützung für die Studierenden mit Entwicklungsstörungen dargestellt.